令和5年6月30日（金）

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

第１６８回　市町村職員を対象とするセミナー
「第二期成年後見利用促進基本計画における市町村・都道府県の役割・取組
～全国の取り組み状況、自治体の実践報告～」

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

厚生労働省 社会・援護局　地域福祉課
地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

- 地域共生社会とは？
- 重層的支援体制整備事業の概要
- 成年後見利用促進に係る取組との連携

地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

「地域共生社会」とは

（地域共生社会とは）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

⇒「縦割り」という関係を超える

・制度の狭間の問題に対応
・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
・１機関、１個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒「支え手」「受け手」という関係を超える

・一方向から双方向の関係性へ
・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

⇒「世代や分野」を超える

・世代を問わない対応
・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
（例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野）

- 地域共生社会とは？
- 重層的支援体制整備事業の概要
- 成年後見利用促進に係る取組との連携

重層的支援体制整備事業について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化
  - ✓ 一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
- 従来の支援体制の課題
  - ✓ 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難
  - ✓ 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の４）の創設、令和3年4月1日施行

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施**する事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、**Ⅰ～Ⅲの支援は必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、**相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行**できるよう、交付金を交付

重層的支援体制整備事業の全体像

Ⅰ 相談支援

包括的な相談支援の体制

・属性や世代を問わない相談の受け止め
・多機関の協働をコーディネート
・アウトリーチも実施

Ⅱ 参加支援

・既存の取組では対応できない**狭間のニーズ**にも対応
（既存の地域資源の活用方法の拡充）

【狭間のニーズへの対応の具体例】
生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる　等

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート
➔ 新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援を実施

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う
- これにより、各支援機関・拠点が、**属性を超えた支援**を円滑に行うことが可能となる

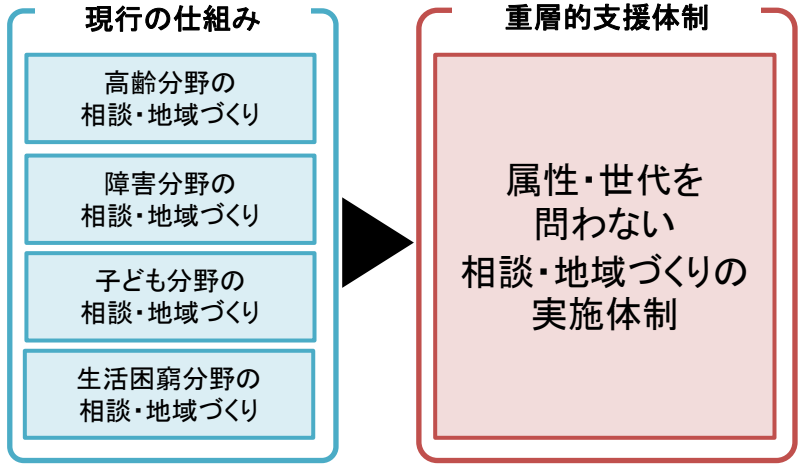

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の４第２項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第１号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第２号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第３号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第４号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第５号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第６号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第３号柱書に含まれる。
（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業　実施イメージ

○　相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
○　なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
○　相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
○　このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
○　以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

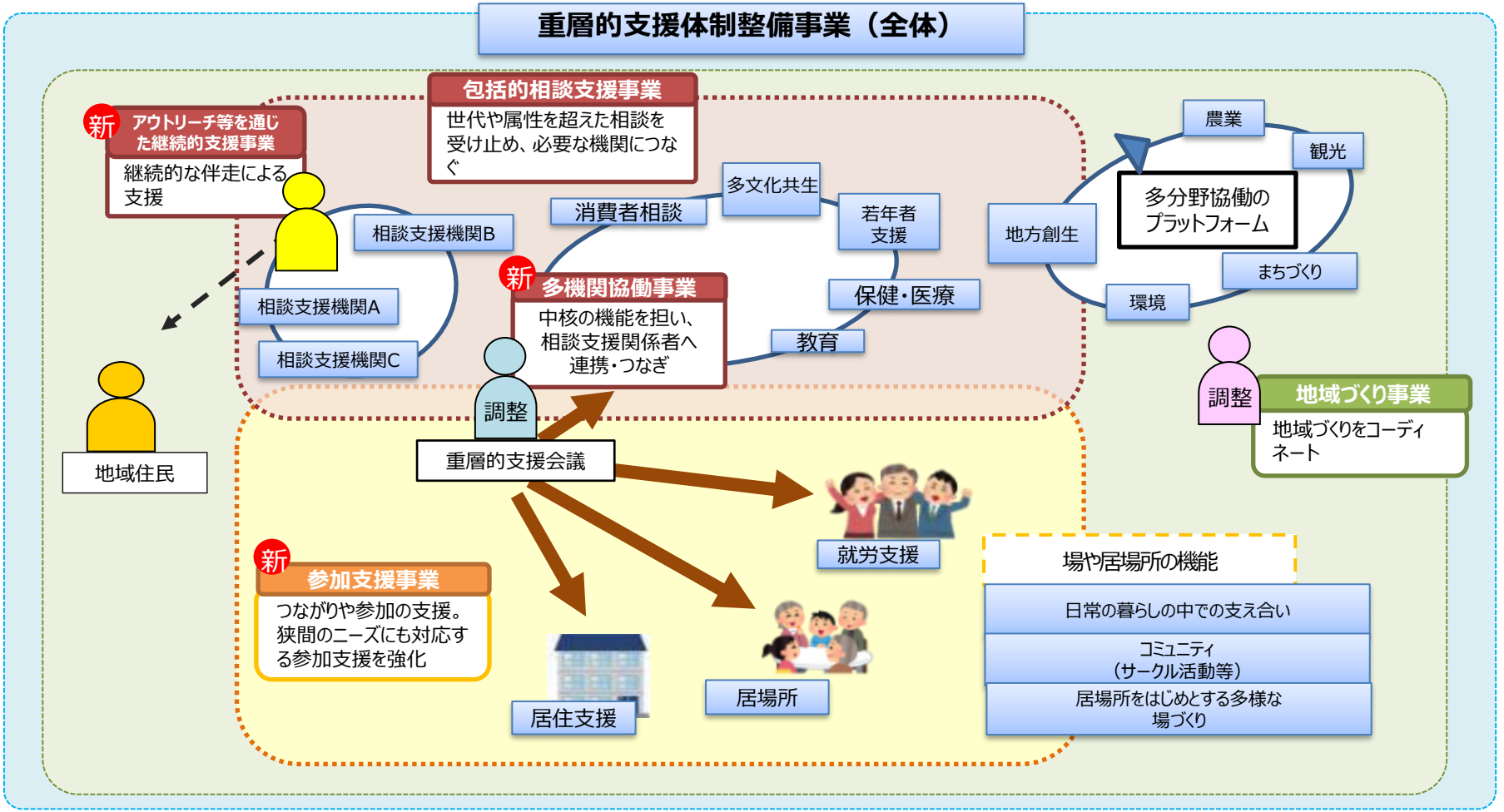

- 地域共生社会とは？
- 重層的支援体制整備事業の概要
- 成年後見利用促進に係る取組との連携

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について
（令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の概要）

通知の趣旨

○ 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に関する取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するもの。

○ これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるもの。特に、成年後見制度利用促進に係る取組との連携は、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施にもつながるもの。

連携に当たっての基本的な考え方

○ 連携の効率的・効果的な実施のためには、関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であり、以下により日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることや市町村内で協力体制を構築することを提示
- ・両者の制度を理解するための研修の実施
- ・連絡調整担当者の設置
- ・定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など

○ 連携を進める際の留意点として、個人情報について本人からの同意を得ることなどの取扱いを提示

具体的な連携取組例

以下のそれぞれについて、基本的な考え方や対応例等を提示
- ○ 多機関協働事業者と中核機関の連携
- ○ 重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等
- ○ 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- ○ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携
- ○ 参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

第二期成年後見制度利用促進基本計画における重層的支援体制整備事業の記載について

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

Ⅰ　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

1　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

2　今後の施策の目標等

Ⅱ　成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討
（２）総合的な権利擁護支援策の充実

2　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等
（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和
（４）各種手続における後見業務の円滑化

3　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
（２）地域連携ネットワークの機能　－個別支援と制度の運用・監督－
（３）地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
（４）包括的・多層的な支援体制の構築

4　優先して取り組む事項

（１）任意後見制度の利用促進
（２）担い手の確保・育成等の推進
（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
（４）地方公共団体による行政計画等の策定
（５）都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

重層的支援体制整備事業についての記載

Ⅱ３(４)④　国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援

・　国は、市町村が包括的な地域連携ネットワークづくりを効果的に進めることができるよう、例えば、以下のような**重層的支援体制整備事業と連携した取組を進める**。
・　市町村が、**成年後見制度利用促進の取組と重層的支援体制整備事業を連携して実施する際の留意点の明示**。
・　**権利擁護支援ニーズにも対応した、包括的な相談対応、継続的な支援・参加支援を図る多機関の協働、地域づくりの好事例の収集**。
・　重層的支援体制整備や地域連携ネットワークづくりに関わる**好事例等の市町村の関係部局に情報提供**。
・　国は、都道府県が権利擁護支援の体制づくりを効果的に進めることができるよう、成年後見制度利用促進などの権利擁護支援に関する事業間の連携を有機的に可能にするための考え方を示す。
・　国は、今後、**重層的支援体制整備事業の実施状況等を勘案しつつ、その見直しを検討する際には、市町村や都道府県による権利擁護支援の取組状況等も踏まえた当該事業の効果的な取組方策を検討する。**

重層的支援体制整備事業と成年後見利用促進に係る取組を一体的に取り組むことの効果（ヒアリング調査からの示唆）

重層的支援体制整備の取組の観点からは、

○　多機関協働事業者においては、例えば、判断能力が十分でなく、孤立や身寄りがないなどにより財産管理に課題があるなどの支援が困難な事例においても、成年後見制度を適切に利用することで、年金管理などによって財産状況を安定させた上で、介護・福祉等のサービス導入によって生活状況を改善させることができる。

○　重層的支援会議・支援会議においては、中核機関の参加によって、支援関係機関の視点に加え、本人の意思尊重や権利擁護の視点が確保され、本人のエンパワメント等を重視した支援プランの作成・評価等が可能になる。また、社会資源の開発に向けた検討等を行う際に、中核機関と関係の深い司法等の専門職団体や金融機関等からの協力を得やすくなる。

○　包括的相談支援事業者においては、早期段階で本人の意思を尊重して権利を擁護する状況を作ることが期待できる。この結果として、重大な権利侵害の状態になってから事後的に対応するという状況を回避することができる。

○　アウトリーチ支援者においては、権利擁護の視点が加わることで、判断能力の低下により必要な支援を求めることができない方を早期の支援につなげることが可能となる場合がある。

成年後見制度利用促進に係る取組の観点からは、

○　権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役とし て、他の支援関係機関との役割調整を円滑に行うことができるようになる。

○　後見等ニーズを精査するために必要な情報の収集や集約、整理が効率的・効果的に実施できるようになる。

○　成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる可能性が広がる。

出典：令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」報告書の内容を基に一部加工

参 考 資 料

令和５年度　重層的支援体制整備事業　実施予定自治体（Ｒ４．11時点）

北海道	旭川市
	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
	厚真町
	音更町
	鹿追町
	広尾町
	幕別町
青森県	鰺ヶ沢町
岩手県	盛岡市
	遠野市
	矢巾町
	岩泉町
宮城県	仙台市
	涌谷町
秋田県	能代市
	大館市
	湯沢市
	由利本荘市
	大仙市
山形県	山形市
福島県	福島市
	須賀川市
茨城県	土浦市
	古河市
	那珂市
	東海村
栃木県	宇都宮市
	栃木市
	市貝町
	野木町
群馬県	太田市
	館林市
	みどり市
	上野村
	みなかみ町
	玉村町

埼玉県	川越市
	越谷市
	狭山市
	草加市
	桶川市
	ふじみ野市
	川島町
	鳩山町
千葉県	船橋市
	柏市
	市川市
	木更津市
	松戸市
	市原市
	香取市
東京都	八王子市
	墨田区
	大田区
	世田谷区
	渋谷区
	中野区
	豊島区
	立川市
	調布市
	国分寺市
	狛江市
	西東京市
神奈川県	鎌倉市
	藤沢市
	小田原市
	茅ヶ崎市
	逗子市
	秦野市
富山市	富山市
	氷見市
石川県	金沢市
	小松市
	能美市

福井県	福井市
	敦賀市
	あわら市
	越前市
	坂井市
山梨県	甲州市
長野県	松本市
	飯田市
	伊那市
	飯綱町
岐阜県	岐阜市
	関市
静岡県	熱海市
	函南町
愛知県	岡崎市
	豊田市
	半田市
	春日井市
	豊川市
	稲沢市
	東海市
	大府市
	知多市
	豊明市
	長久手市
	東浦町
	美浜町
	武豊町
三重県	四日市市
	伊勢市
	松阪市
	桑名市
	名張市
	亀山市
	鳥羽市
	いなべ市
	志摩市
	伊賀市
	御浜町

滋賀県	彦根市
	長浜市
	草津市
	守山市
	甲賀市
	野洲市
	高島市
	米原市
	竜王町
京都府	長岡京市
大阪府	豊中市
	高槻市
	枚方市
	八尾市
	東大阪市
	富田林市
	高石市
	交野市
	大阪狭山市
	阪南市
	太子町
兵庫県	姫路市
	尼崎市
	明石市
	芦屋市
	伊丹市
	加東市
奈良県	奈良市
	三郷町
	川上村
和歌山県	和歌山市
鳥取県	鳥取市
	米子市
	倉吉市
	智頭町
	北栄町
島根県	松江市
	出雲市
	大田市
	美郷町
	吉賀町

岡山県	岡山市
	美作市
広島県	呉市
	三原市
	東広島市
	廿日市市
山口県	宇部市
	長門市
香川県	高松市
	さぬき市
愛媛県	宇和島市
高知県	高知市
	本山町
	中土佐町
	黒潮町
福岡県	久留米市
	大牟田市
	八女市
	糸島市
	岡垣町
佐賀県	佐賀市
熊本県	大津町
	益城町
大分県	中津市
	津久見市
	竹田市
	杵築市
	九重町
宮崎県	都城市
	小林市
	日向市
	三股町

189自治体

※参考

うちR4重層事業	134自治体
うちR4移行準備事業	41自治体
うちR２以前モデル事業	125自治体

厚生労働省note にて「地域共生社会を考えるコラム」連載中！

記事はこちらよりご覧ください

厚生労働省　note

NEW 2023年4月更新

「地域共生社会」とは村人Aが主役になる社会である。～地域共生社会を考えるvol.1～

2023年4月より短期連載開始。地域共生社会の３つの事例をご紹介します。次回は5月中旬頃更新予定。

厚生労働省noteとは？

厚生労働省では、広報改革の一環として、自分たちの言葉で直接情報を届けることで国民に身近な存在として感じてもらい、信頼につなげるための”顔の見える広報“に取り組んでいます。noteでは、これまで裏方に徹していた厚生労働省職員があえて「ひとりの担当者」として登場し、政策や職員の思いを伝えます。

市と社協の協働による包括的支援の実施と中核機関の運営（愛知県・豊田市）

＜自治体概要＞
人口：421,765人（令和3年3月1日）
面積：918.3㎢
高齢化率：23.6%（令和3年3月1日）

＜中核機関＞
設置方法：単独
運営方法：直営＋委託
運営主体：自治体・社会福祉協議会

＜ポイント＞

○ 豊田市では、中核機関を、市役所（相談支援包括化推進員を兼務）と、成年後見支援センター（市社会福祉協議会に委託）が共働して運営。

○ 市町村計画において、権利擁護支援の１次窓口として、総合相談窓口や地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所（包括的相談支援事業を実施）を位置付けている。

○ 多機関協働事業を担う相談支援包括化推進員を、市役所の関係各課及び社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー、中核機関でもある市役所福祉総合相談課といった多機関に配置していることで、権利擁護支援においても多岐にわたる連携・調整をスムーズに実施することが可能。

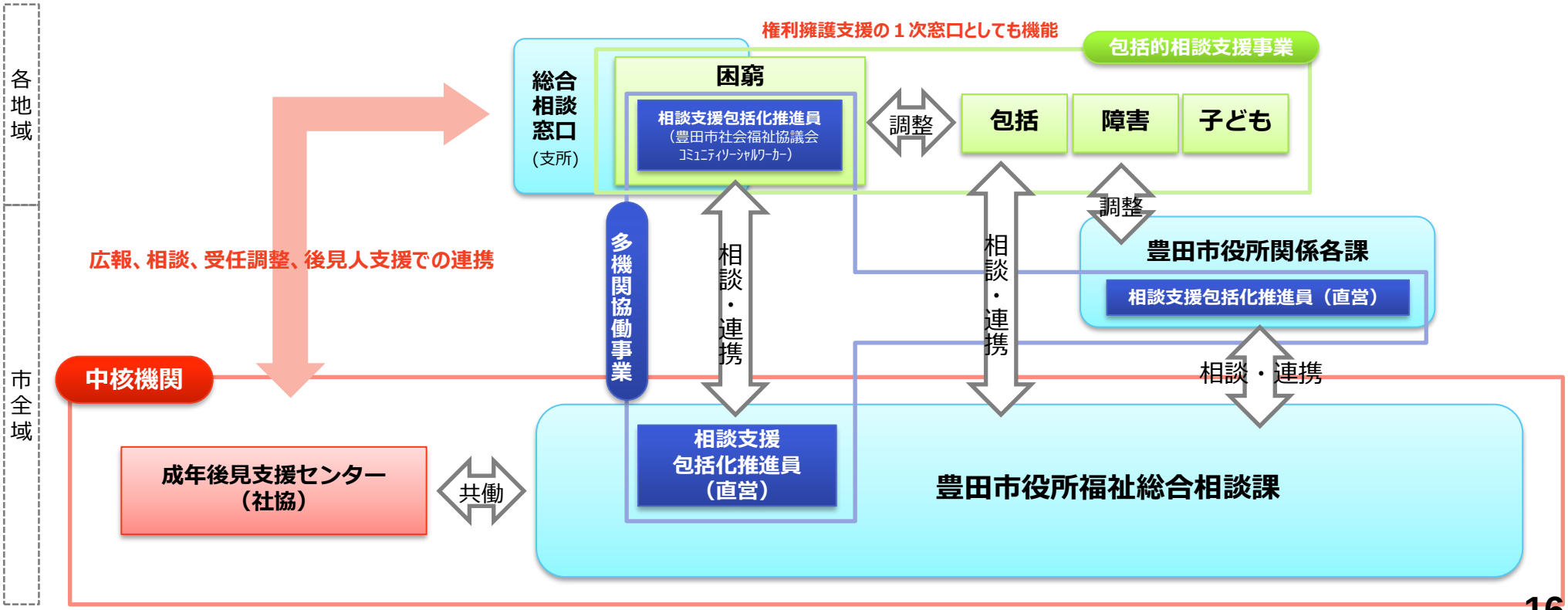

出典：令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」報告書の内容を基に一部加工

福祉総合相談センター・虐待防止・中核機関の一体的整備（山口県・宇部市）

＜自治体概要＞
人口：163,132人（令和3年1月1日）
面積：286.7㎢
高齢化率：33.2%（令和3年1月1日）

＜中核機関＞
設置方法：単独
運営方法：直営（総合相談）
運営主体：自治体

＜ポイント＞

○ 宇部市では、地域福祉・指導監査課内に福祉総合相談や虐待防止等の業務を担う「福祉総合相談センター」を設置。このセンター内には、直営の成年後見センターが中核機関として設置されている。

○ 各地域１５箇所に配置された「福祉なんでも相談窓口」等が、包括的な相談対応の中から、権利擁護支援のニーズをキャッチし、成年後見センターにつないでいる。

○ 成年後見センターが設置されている福祉総合相談センターでは、虐待防止の担当も配置（一部、成年後見センターの職員との兼務あり）されているため、金銭搾取やセルフネグレクトといった対応の際に、迅速かつ適切に成年後見制度を利用することができ、本人の権利の保護を図ることが進めやすい。

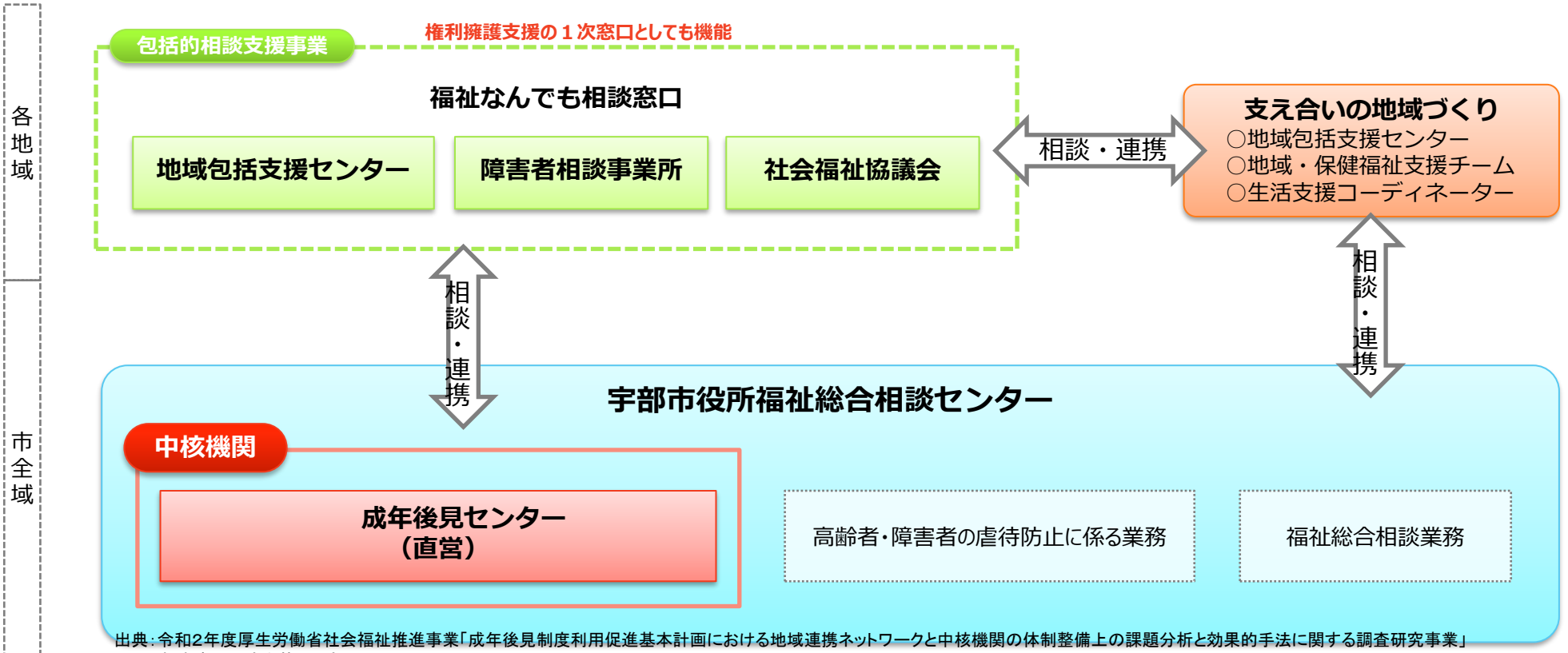

出典：令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」報告書の内容を基に一部加工